

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十二号）（保健体育課）

### 一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する傷病補償年金等の額の調整に関する規定の整備をするための改正

### 二 内容

傷病補償年金等の公務災害補償と厚生年金等の公的年金給付とが同一の事由により併給された場合における、傷病補償年金等の額の調整に関する規定の整備

### 三 施行期日

公布の日